平成２７年（フ）第２６１号
香川県高松市朝日新町16番17号
債務者　クイン商事株式会社
代表者代表取締役　中村　譲二
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　邦人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０３号
広島県福山市御幸町大字森脇443番地１
債務者　株式会社アイルネット
代表者代表取締役　田和　純一
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月４日午前10時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１５４号
埼玉県鴻巣市八幡田644番地１
債務者　有限会社北鴻巣新聞店
代表者取締役　金子　佑治
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０９号
愛知県日進市米野木町丁田137番地
債務者　株式会社Ｒｏａｄｔｅｃｋ若葉
代表者代表取締役　杉原　宗一
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　正訓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００３号
京都市中京区丸太町通西洞院東入梅屋町166番地の７
債務者　株式会社まんしょう
代表者代表取締役　上和田剛至
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤進一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２６２号
香川県高松市円座町170番地２
債務者　中村　譲二
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　邦人
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６７号
香川県高松市三条町135番地７
債務者　堀上　剛司
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月29日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６８号
香川県高松市円座町499番地１
債務者　堀上　和子（旧姓星川）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月29日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８号
秋田県大館市十二所字川端103番地１、前住所神奈川県厚木市愛甲２丁目15番10号宮添ハイツ12
債務者　田村　雅樹
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成28年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１７７号
三重県津市豊が丘１丁目36番１号
債務者　山田　貞之
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８２号
宮城県栗原市一迫北沢西沢田43番地10
債務者　松田　孝二
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　裕光
4　破産債権の届出期間　平成28年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
宮城県栗原市栗駒稲屋敷百目木19番地
債務者　及川　まみ
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　破産債権の届出期間　平成28年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
茨城県鹿嶋市大字谷原1122番地
債務者　根本　　勉
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正晴
4　破産債権の届出期間　平成28年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３３７号
奈良市西登美ヶ丘４丁目６番３号
債務者　木村　四郎
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司
4　破産債権の届出期間　平成28年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１００号
福島県郡山市方八町２丁目14番23号　第二武田マンション103号
債務者　伴　　里江
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田美和
4　破産債権の届出期間　平成28年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係